

令和8年度分 市・府民税の申告

閑市民税課 (TEL: 050-1721-2523 FAX: 6368-7344)
個人事業税は、三島府税事務所 (TEL: 072-627-1121)

▶申告会場の混雑緩和のため、申告書は郵送で提出してください。



申告時にこれも必要

8ページに記載しているマイナンバー確認書類と本人確認書類に加えて、次の書類が必要です。

- 令和7年中の
(1)収入の分かる帳簿など。
(2)給与支払報告書(源泉徴収票)、給与明細書、支払調書など。
(3)支払った健康保険料、介護保険料、国民年金保険料の領収書か証明書。
(4)生命保険料、地震保険料の控除証明書。
(5)医療費の明細書。

郵送

記入済みの申告書と必要書類を市民税課へ郵送してください。

※昨年、申告書を提出している人には、2月上旬に令和8年度分の申告書を送付します。早めの提出をお願いします。

申告会場

市役所低層棟2階 税務会議室 2月16日(月)~3月16日(月)

午前9時~午後5時15分。土・日曜日、祝・休日は除く。

税申告の各種控除

寝たきりや認知症の高齢者の障がい者控除

閑高齢福祉室支援担当
(TEL: 6384-1360 FAX: 6368-7348)

寝たきりや認知症など、障がいの程度が障がい者に準ずる高齢者で、認定基準に該当する人は、市の発行する障害者控除対象者認定書で税の控除が受けられる場合があります。

▶対象 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っていない65歳以上で、障がい者に準ずる人か、その人を扶養する人。

▶申し込み 所定の用紙を同担当へ。用紙は同室ホームページからダウンロードできます。



市ホームページ

介護保険に関する費用の控除

閑高齢福祉室介護保険担当
(TEL: (1)(2)6384-1343, (3)6384-1341
FAX: 6368-7348)

(1)保険料 令和7年中に納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。添付書類は不要。

(2)治療上のおむつ代 寝たきり状態で治療上、おむつの使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります。医師が発行する証明書が必要。証明書の代用となる確認書を市が発行できる場合があります。

(3)居宅介護サービス、施設入所サービスの利用料 利用料の自己負担額のうち、医療費控除の対象になるものがあります。利用しているサービスが分からぬ場合は、担当ケアマネジャーに確認のうえ、問い合わせてください。

令和7年分 確定申告(所得税)

令和8年度分 市・府民税の申告



申告時に必要なもの

○マイナンバー確認書類

マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー入りの住民票など

○本人確認書類

マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付き書類1点か、公的医療保険の資格確認書・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳などから2点

※代理人が申告する場合、次の書類も必要。(1)代理人の本人確認書類。(2)代理権を確認する書類(法定代理人は戸籍謄本など、任意代理人は委任状か本人の公的医療保険の資格確認書や運転免許証など)。

令和7年分の確定申告

閑確定申告センター(TEL: 6330-3911)
音声案内後「0」を選択してください

自宅などからe-Taxで電子申告を

パソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」に金額などを入力するだけで、簡単に申告できます。e-Taxの利用にはマイナンバーカードを使うと便利です。以下のパスワードが必要なので、事前に準備してください。

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)



確定申告書等作成コーナー

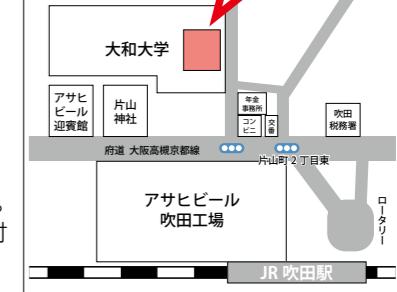
申告会場

大和大学E棟食堂エリア(片山町2・5・1)

2月16日(月)~3月16日(月)

午前8時30分~午後4時(受け付け終了)。申告の相談は午前9時から。3月1日(日)以外の土・日曜日、祝・休日は除く。

※マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を持参してください。
※申告会場に専用の駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関を利用して下さい。
※開始直後と最終日は大変混み合います。また、混雑状況により、早めに相談受け付けを終了する場合があります。
※期間中、税務署の庁舎では申告会場を開設しません。
※会場については吹田税務署(TEL: 6330-3911 FAX: 6388-3468)に問い合わせてください。



事前予約がおすすめ

混雑緩和のため、相談を希望する人は事前に申告会場の入場券を予約してください。国税庁LINE公式アカウントから取得できます。当日受け付けもありますが、枠の上限に達した場合、受け付けを終了することがあります。



国税庁LINE
公式アカウント

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人へ

確定申告を行うと、同制度の申請が無効となります。ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要がありますので、注意してください。



詳しくはこちら